

新型コロナウイルス感染症緊急対策

**全世帯型プレミアム付商品券・
子育て応援商品券**

取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症緊急対策

名張商工会議所

新型コロナウイルス感染症緊急対策

全世帯型プレミアム付商品券・子育て応援商品券 取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

本事業の目的	新型コロナウイルス感染症拡大により売上減少等の影響を受けている様々な事業者を支援する為に、全世帯型プレミアム付商品券発行事業を行うことで個人消費を促進させ、地域経済の活性化を図ります。併せて名張市が子育て世帯の家計を支援する為に実施する子育て応援商品券発行事業の一部を受託し実施します。
商品券名称 及び発行者	全世帯型プレミアム付商品券（発行者：名張商工会議所） 子育て応援商品券（発行者：名張市）
発行総額	4億350万円（うちプレミアム総額1億9590万円）※プレミアム金額については、市の予算により実施。実施には名張市議会での令和2年9月補正予算の成立が必要になります。
発行冊数	全世帯型プレミアム付商品券販売分 69,200冊 ※1冊（500円共通券（中小店舗・大型店とも使用可能）×4枚+500円中小店舗券（中小店舗のみ使用可能）×6枚）額面5,000円分を3,000円で販売（※5,000円のうち2,000円分については、名張市議会での令和2年9月補正予算の成立が必要になります。予めご了承ください。） 子育て応援商品券配布分 11,500冊 ※1冊（500円共通券（中小店舗・大型店とも使用可能）×4枚+500円中小店舗券（中小店舗のみ使用可能）×6枚）額面5,000円分を名張市内子育て世帯へ配布（※名張市議会での令和2年9月補正予算の成立が必要になります。予めご了承ください。） ※この商品券でいう大型店とは、売場面積が800㎡を超える店舗とします。なお、市内に1店でも800㎡を超える店舗がある場合は大型店扱いとします。
プレミアム率	全世帯型プレミアム付商品券 約66% 子育て応援商品券 100%
取扱店募集期間	令和2年9月1日（火）から募集開始 取扱店一覧表に掲載される登録締め切り日は、令和2年9月30日（水）です。
取扱店登録料	名張商工会議所の会員 ①中小店舗 個人 無料 法人 無料 ②大型店 無料 名張商工会議所の非会員 ①中小店舗 個人 8,000円 法人 20,000円 ②大型店 48,000円 ※非会員の店舗が取扱店の登録する際は、店舗ごとに上記の登録料が必要になります。
購入限度額	名張市内全世帯に購入引換券を2枚送付。引換券1枚につき商品券1冊の購入が可能
購入対象者	名張市民
販売期間	令和2年11月2日（月）から令和2年12月15日（火）まで
販売場所	名張市内郵便局11か所（簡易郵便局を除く）
利用期間	令和2年11月2日（月）から令和3年1月31日（日）まで
換金受付期間	令和2年11月11日（水）から令和3年2月26日（金）まで

2. 取扱店における厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出ません。不足分は現金等で受け取ってください。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (5) 商品券の紛失、滅失及び盗難または、偽造、模造等に対し、発行者はその責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 商品券の交換または売買
- (9) タバコの購入
- (10) その他、名張商工会議所及び取扱店が指定するサービスの提供、物品の購入

4. 取扱店の登録

- (1) 名張市内に店舗、事業所等が立地していること
- (2) 「全世帯型プレミアム付商品券・子育て応援商品券」取扱店募集要項を遵守すること
- (3) 対象外事業所
 - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
 - ・業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - ・役員等が暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

5. 取扱店登録料

- (1) 名張商工会議所の会員
 - ① 中小店舗 個人 無料
 - 法人 無料
 - ② 大型店 無料
- (2) 名張商工会議所の非会員
 - ① 中小 個人 8,000円
 - 法人 20,000円
 - ② 大型店 48,000円

(3) 非会員の店舗が登録する際は、店舗ごとに上記の登録料が必要になります。

6. 取扱店の責務

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策に努めてください。
- (2) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びのぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察署へ通報すると共に名張商工会議所まで報告してください。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止する為、商品券右上の点線に沿って切り取ると共に裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、切り取られた商品券や既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (7) 取扱店全店で利用可能な「共通券」と中小の取扱店のみ利用可能な「中小店舗券」があります。大型店では「中小店舗券」を受け取らないでください。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (9) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど消費喚起の趣旨に反するような行為はしないでください。

7. 取扱店登録申込み手続きについて

(1) 申込み方法

「取扱店募集要項」に同意のうえ、名張商工会議所ホームページより取扱店申込書をダウンロードし、必要事項をすべてご記入の上、上記取扱店登録料を添えて名張商工会議所までお申込みください。（名張市内に複数店舗がある場合でも店舗ごとの申込み、取扱店登録料が必要です。また、同業種組合等で傘下の事業所を一括登録することはできません。この場合でも事業所ごとに申込み、取扱店登録料が必要です。）

名張商工会議所会員の事業所様は登録料が発生いたしませんので、FAXでの取扱店申込書の提出が可能です。

名張商工会議所非会員の店舗様は登録料が発生いたしますので、持込みでの提出をお願いいたします。

(2) 申込書の提出先

名張商工会議所 〒518-0729 名張市南町822-2 名張産業振興センターアスピア3階

TEL: 0595-63-0080 FAX: 0595-64-3211

(3) 申込期間

令和2年9月1日から随時。午前8時30分から午後5時15分（土日祝除く）

令和2年9月30日までに申込みをいただいた事業所は業種、店舗名、所在地を掲載した取扱店一覧表を全世帯型プレミアム付商品券の引換券及び子育て応援商品券の送付時に同封させていただきます。10月1日以降に申込みをいただいた事業所は、全世帯に送付する取扱店一覧表には掲載ができませんが、名張商工会議所ホームページで公開する最新版取扱店一覧表に掲載させていただきます。

(4) 登録申込み後の取消しについて

申込後は、いかなる場合においても登録料は返却いたしません。

(5) その他

- ①個別の店舗ごとに申し込んでください。名張市内に複数の店舗がある場合でも、店舗ごとに申込書を作成してください。(登録料も店舗毎に必要です。)
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。

8. 商品券取扱店一覧表について

取扱店申込書に記載いただきました情報から『業種』『店舗名』『店舗所在地』を取扱店一覧表に掲載させていただきます。取扱店一覧表は名張市から全世帯型プレミアム付商品券の引換券及び子育て応援商品券の送付時に同封させていただきます。令和2年10月1日(木)以降に申し込みいただいた店舗情報は、名張商工会議所ホームページにて最新版の取扱店一覧表として掲載させていただきます。

9. 取扱店説明会

下記のうち、いずれかご都合の良い開催日時に必ずご出席ください。会場は名張産業振興センターアスパア1階ホールにて行います。所要時間は質疑応答を含め20分程度を考えています。説明会においてポスター、のぼり、商品券見本、換金依頼書、店舗の手引きを配布させていただきます。

- | | | |
|------|--------------|---------------------|
| 第1日目 | 令和2年10月7日(水) | 10時～、14時～、16時～、18時～ |
| 第2日目 | 令和2年10月8日(木) | 10時～、14時～、16時～、18時～ |
| 第3日目 | 令和2年10月9日(金) | 10時～、14時～、16時～、18時～ |

10. 換金について

お客様が使用された商品券と換金依頼書を名張商工会議所窓口にて提出してください。事務局にて使用済み商品券の確認を行い、小切手を発行させていただきます。換金期間は令和2年11月1日から令和3年2月26日までの月曜日、水曜日、金曜日になります。換金期間を過ぎた商品券は、換金することができませんのでご注意ください。

11. 取扱店の取消し等

申込書に虚偽の記載や、「取扱店募集要項」に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

12. その他留意事項

- (1) この「取扱店募集要項」に記載されていない事項は、名張商工会議所へお問い合わせください。
- (2) 取扱店名称等は、商品券の取扱店一覧表として、名張市全世帯に配布、名張商工会議所のホームページ等により周知を図ります。

【お問い合わせ先】

●名張商工会議所 平日 午前8時30分から午後5時15分

電話：0595-63-0080

FAX：0595-64-3211